

標準必須特許（SEP）に基づく特許権侵害訴訟の審理要領について －関連裁判例に照らして－

IP ニュースレター

2026年3月11日号

執筆者:

[松下 外](#)g.matsushita@nishimura.com[秋田 慧一郎](#)k.akita@nishimura.com

2026年1月、東京地方裁判所知的財産部は、4部連名で「[標準必須特許に基づく特許権侵害訴訟の審理要領](#)」（以下「SEP 訴訟審理要領」という。）及び「[SEP 調停（SEPJM）の審理要領](#)」（以下「SEP 調停審理要領」という。）を相次いで公開した¹。本稿では、標準必須特許（Standard Essential Patent。以下「SEP」という。）の基礎的な事項及び関連裁判例を踏まえつつ、これら審理要領の内容を解説する。

I 標準必須特許（SEP : Standard Essential Patent）

SEP²とは、特定の技術標準を満たすために実施することが必要となる発明に係る特許をいう。技術標準とは、ある技術に関する標準を指すものであり、製品、サービス、プロセス、システムにおける品質、互換性、安全性を確保するために、標準化団体が策定した統一された仕様やルールを指す。このような技術標準に準拠した製品は異なるメーカー間の製品であっても相互互換性が確保され、効率的な製造や消費を促し、技術普及に大きく貢献する側面がある。特に、画像処理や通信技術、データ送信技術等の分野では採用される傾向がある。

SEP は、技術標準の充足に必要不可欠な技術に係る特許であることから、技術の標準化を促進する観点からはSEP 発明が幅広く実施される必要がある。もっとも、SEP 特許権者からSEP 発明を実施していることが疑われる被疑侵害者に対して、権利行使が頻繁になされるようになれば、実施に必要なライセンス料と交渉コストがかさむことを理由にSEP 発明の実施が忌避されるおそれがあるが、技術の普及の観点からは望ましくない³。他方で、SEP 特許権者としても、自らの特許発明が標準技術として採択されたことにより、特許権の行使が著しく制限され、事実上行使不能となることを甘受することが困難な場合も想定される。

そのため、SEP については、標準化団体が知的財産権に関するポリシー（IPR ポリシー）を規定して、SEP 特許権者に、公平、合理的かつ非差別的（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory）な条件（以下「FRAND 条件」という。）でのライセンスをする意思があることを宣言（以下「FRAND 宣言」という。）する宣誓書を提出させる運用を行うことが一般的である。こうした標準化の取り組みにより、標準化技術を活用した製品の製造を希望する者は、FRAND 条件でのライセンスを受けられることを前提に行動することができる。具体的な料率については、FRAND 宣言を行った特許権者（以下「必須宣言特許権者」という。）と

¹ SEP 訴訟審理要領及び SEP 調停審理要領はいずれも東京地裁知財部における取り組みであり、本稿執筆時点において、知財高裁及び大阪地裁知財部において同種の取り組みが行われるとの報には接していない。

² 以下、SEP にかかる特許発明を「SEP 発明」と、SEP にかかる特許権を「SEP 特許権」と、それぞれいう。

³ 特に、技術標準を採用し、他の技術による代替が困難な状況において、特許権者からの特許権行使を避けるべく、被疑侵害者が自社に不利益なライセンス条件による合意を余儀なくされることは「ホールドアップ」と呼ばれることがある。

被疑侵害者との交渉によることになるが、当該技術に必要な SEP を一括で管理するパテントプールが形成されることも少なくない。

一方で、必須宣言特許権者は、FRAND 宣言をしている以上、特許権を無制限で行使できるわけではない。FRAND 条件によるライセンスを受けられるとの実施者の信頼を裏切ることになるからである。そもそも、SEP は、技術自体の普及を目的としており、特許権の行使により排他的な市場を確保することとは異なる発想に基づいているため、無許諾の実施に対して、特許権侵害に基づく損害賠償請求及び差止請求をどこまで許すのかが問題となる。

II SEP ライセンスを巡る状況

日本では、FRAND 宣言がされた SEP に係る特許権の行使についてのリーディングケースとして、①[知財高特判平成 26 年 5 月 16 日判時 2224 号 1461 頁](#)（以下「アップルサムスン事件大合議判決」という。）及び②[知財高特決平成 26 年 5 月 16 日判タ 1402 号 226 頁](#)⁴（以下「アップルサムスン事件大合議決定」といい、判決とあわせて、対象事件を「アップルサムスン事件」という。）がある。その後、これらの判決及び決定の判断枠組みを踏まえて、経済産業省「[標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針](#)」（以下「誠実交渉指針」という。）や、特許庁は「[標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き](#)」を公表している。アップルサムスン事件大合議判決・決定以後は、SEP に関する裁判例は見られなかったところであるが、昨年より SEP 関連の判決が相次いで下されているため、アップルサムスン事件と共に概要を紹介する。

1. 知財高特判平成 26 年 5 月 16 日〔アップルサムスン事件〕

(1) 損害賠償請求（アップルサムスン事件大合議判決）

アップルサムスン事件大合議判決は、被疑侵害者 Y が、必須宣言特許権者 X に対し、SEP 特許権の非侵害等を主張し、損害賠償請求権の債務不存在確認請求を求めた事件の控訴審である。

知財高裁は、同事件で問題となった IPR ポリシーの準拠法がフランス法であることを踏まえて、審理対象の FRAND 宣言は、標準化団体の IPR ポリシーに従って SEP 特許権者が行うものに留まるものであるとして、必須宣言特許権者 X と、被疑侵害者 Y との間で何らかの契約関係が形成されるとの法的構成を採用しなかった⁵。その上で、SEP 特許権者による損害賠償請求の準拠法が日本法であるとし、次の判断枠組みを設定した。

- ・ **FRAND 条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求**
 - 必須宣言特許権者が、SEP 特許権に基づいて、FRAND 条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求をする場合、そのような請求を受けた被疑侵害者は、**必須宣言特許権者が FRAND 宣言をした事実を主張、立証をすれば**、ライセンス料相当額を超える請求を拒むことができる。
 - 必須宣言特許権者が、被疑侵害者が **FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しない等の**

⁴ iPhone4S を対象製品とする事件。iPhone4 及び iPad2 を対象製品とする事件として、[知財高決平成 25 年 5 月 16 日（平成 25 年（ラ）第 10007 号）](#)がある。

⁵ (1) FRAND 宣言を特許権者によるライセンス契約締結の申し込み、相手方による被疑侵害製品の輸入販売の開始を必須特許実施者による契約締結の承諾とする構成と、(2) FRAND 宣言をもって、必須宣言特許権者と標準化団体との第三者のためにする契約と理解して、必須特許実施者を受益者とする構成が主張されていたが、いずれの構成も否定されている。

特段の事情が存することについて主張、立証をすれば、FRAND 条件でのライセンス料を超える損害賠償請求部分についても許容される。なお、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しないとの特段の事情は、規格に準拠しようとする者の信頼を失うとともに特許発明を過度に保護することになるという弊害に照らして「厳格に認定されるべきである」とも判示された。

・ **FRAND 条件でのライセンス料相当額の範囲内の損害賠償請求**

- FRAND 条件でのライセンス料相当額の範囲内での損害賠償請求については、SEP による場合であっても、制限されるべきではない。
- もっとも、FRAND 宣言に至る過程やライセンス交渉過程等で現れた諸般の事情を総合した結果、当該損害賠償請求権が発明の公開に対する対価として重要な意味を有することを考慮しても **なお、ライセンス料相当額の範囲内の損害賠償請求を許すことが著しく不公正であると認められるなど特段の事情が存することについて、被疑侵害者から主張立証がされた場合には、権利濫用としてかかる請求が制限されることは妨げられない。**なお、同事件では、X が本件 FRAND 宣言をしていることに照らせば、X は、少なくとも民法上の信義則に基づき、Y との間で FRAND 条件でのライセンス契約の締結に向けた交渉を誠実に行うべき義務を負担すると述べられている。

また、損害額については、FRAND 条件におけるライセンス料相当額の算定方法として、①対象製品の売上高に、②標準規格に準拠していることが貢献した部分の割合を乗じ、③標準規格に準拠していることが貢献した部分のうち必須宣言特許が貢献した部分の割合を乗じることで算定することが相当と判断した。

③については、個々の SEP 特許権に対するライセンス料の合計額（累積ロイヤリティ）が経済的に合理的な範囲にとどまっている必要があり、これを抑制する計算方法を採用する必要があったところ、③-1 累積ロイヤリティ料率を、UMTS 規格に準拠していることが製品の売上げに貢献したと認められる部分の 5%とする計算方法を採用し、③-2 「本件においては、他の必須特許の具体的内容が明らかでないことから、UMTS 規格に必須となる特許の個数割りによるのが相当である」として、標準規格に属する SEP の個数で按分する方式が採用された。

(2) 差止請求（アップルサムスン事件大合議決定）

アップルサムスン事件大合議決定は、UMTS 規格に関する SEP 特許権について、必須宣言特許権者 X が被疑侵害者 Y に対し、製品販売等の差止を求めて仮処分を申し立てた事案である。原決定は、Y の製品が特許発明の技術的範囲に属するとしつつも、FRAND 宣言がなされていることなどから、差止請求は権利濫用にあたるとして申立てを却下した。本件は、この却下決定に対する抗告事件である。

知財高裁は、必須宣言特許権者 X による特許権に基づく差止請求権の行使について、被疑侵害者 Y において、①必須宣言特許権者 X が FRAND 宣言をしたことに加えて、②被疑侵害者 Y が **FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する者であること**の主張立証に成功した場合には、権利の濫用（民法 1 条 3 項）に該当し、許されない旨を判示した。権利濫用の抗弁を提出する場面では、損害賠償請求と異なり、**被告が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する者であること**の主張立証責任を負っている点が特徴的である。必須宣言特許権者の差止請求権を制約する以上、仮に任意交渉の段階で被告側に主張立証責任を課さないとするれば、被告側の交渉成立に向けた意欲を減退させるおそれがあることから、差止請求において被

告側に主張立証責任を負わせることは正当化されると考えられている⁶。

2. 東京地判令和 7 年 4 月 10 日〔パンテック ASUS 事件〕

[東京地判令和 7 年 4 月 10 日（令和 4 年（ワ）第 7976 号）](#) は、LTE 規格の SEP 特許（以下「本件特許」という。）について、被告製品の譲渡等が特許権侵害であるとして、譲渡等に係る損害賠償請求、差止請求及び廃棄請求が請求された事案であり、当該特許権が FRAND 宣言のされた特許であることから、これらの権利行使が権利濫用にあたるかが争点となった。結論としては、被疑侵害者 Y（被告）にはライセンスを受ける意思が認められるとして、必須宣言特許権者 X（原告）による差止請求は権利濫用にあたるとして棄却され、FRAND 条件でのライセンス料相当額の損害賠償請求のみが認容された。

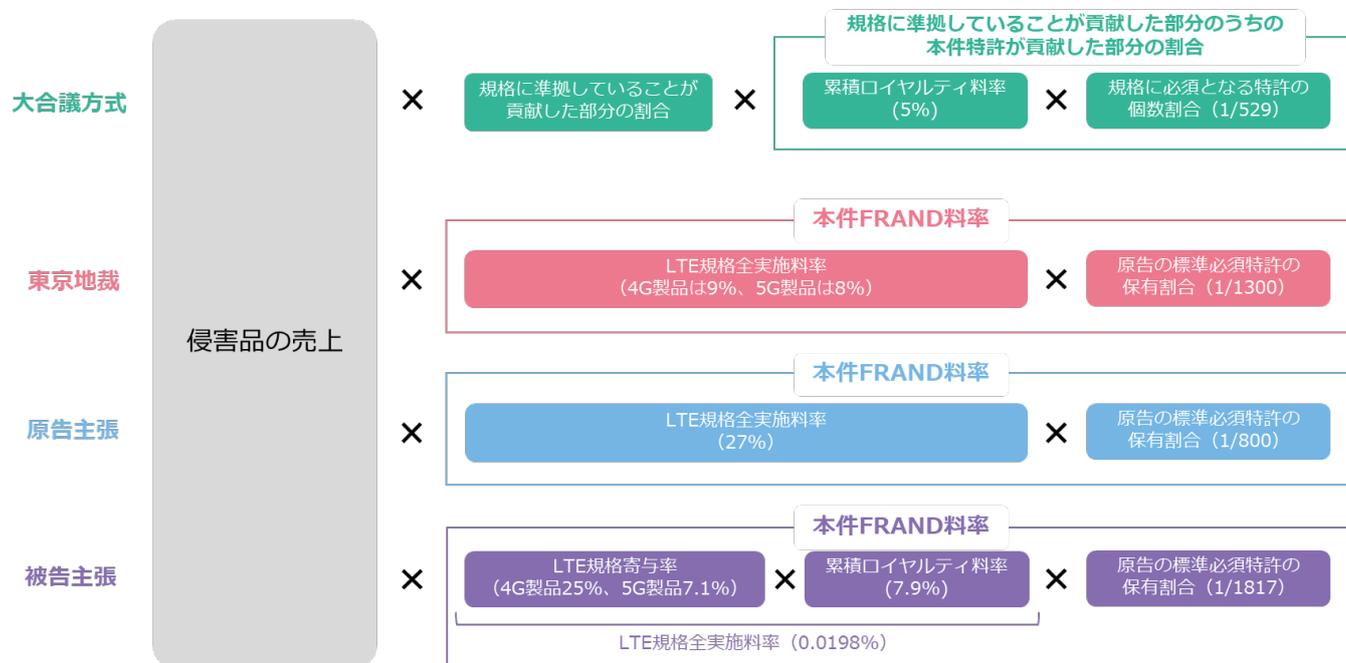
ライセンスを受ける意思の認定にあたって、東京地裁は、まず、Y が本件特許を含む LTE 規格等の特許について、X からライセンスを受けるよう求められた際、速やかに真摯に協議する意思があることを表明し、改めて X から意思確認を求められた際にも FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を明確に表明していたことを認定した。その上で、次の各事実関係を踏まえても、Y は、X とのライセンス交渉に対し「できる限りの対応をしていた」と認定している。

- ・ Y は X からの秘密保持契約の締結要請後、直ちに同契約締結に至っている。
- ・ その後も直ちに第 1 回交渉に応じてクレームチャート等の提示を求めている。
- ・ クレームチャートの提示を受けてから約 2 か月後であって、同クレームチャートの説明を受けた第 2 回交渉時から約 1 か月後には、ベンダの意見も踏まえて充足論及び無効論の主張に至っている。
- ・ 原告から具体的なライセンス条件の計算根拠を示された後、直ちに当該計算根拠に係る意見を述べ、約 3 か月後には対案を提示している。
- ・ 原告に対して 5G 規格のクレームチャートを要求し、同クレームチャートを取得してから約 3 か月後に、5G の特許について非充足等の意見を述べている。
- ・ その後も料率等の根拠等について交渉を続け、特許リストの開示等の交渉状況に応じて複数回ライセンス条件を提示している。

なお、上記の交渉経緯を踏まえても、FRAND 料率に係る合意に至らなかったのは、双方が提示した料率があまりにかけ離れていたことに起因するところ、東京地裁は、[知財高特判令和元年 6 月 7 日平成 30 年（ネ）第 10063 号](#)〔二酸化炭素含有粘性組成物事件大合議判決〕を踏まえて、特許法 102 条 3 項による損害額の算定に際しては①侵害品の売上高に、②FRAND 条件による本件特許の実施に対し受けるべき料率（以下「本件 FRAND 料率」という。）を乗じて算定することを確認した。その上で、②本件 FRAND 料率については、②-1 LTE 規格に係る全標準必須特許の実施料率（以下「LTE 規格全実施料率」という。）を、②-2 LTE 規格に係る全標準必須特許の個数を按分して算定するものとしている。Y は、(a)売上高に対し、本件 FRAND 料率を乗じるにあたり、(b)LTE 規格に準拠していることが売上げに寄与したと認められる割合（以下「LTE 規格寄与率」という。）に、(c)-1 LTE 規格の「累積ロイヤリティ料率」を乗じ、(c)-2 標準必須特許の個数に応じて按分することによって計算すべきであると主張していたが、東京地裁は、(c)-1 「累積ロイヤリティ料率」とは、本判決にいう「LTE 規格全実施料率」において既に考慮要素として取り込まれているから、こ

⁶ 高部真規子『実務詳説 特許関係訴訟〔第 4 版〕』（きんざい、2022）183 頁

れを重複して乗じるものであり、適切な計算方法ではなく、アップルサムスン事件の理解を誤ってライセンス料率を計算し著しく低廉な額を提示したものであると判示している。東京地裁の採用した計算式と、当事者の主張する計算式を大合議方式に照らしてまとめると、下図のとおりとなる。



※ 裁判所は、被告の主張する「累積ロイヤリティ料率」は「LTE 規格全実施料率」と同一であり、被告の計算式は LTE 規格寄与率を二度乗じるもので不適切であると判示した。

もともと、東京地裁は「世界の主要国においては、原告提示に係る Unwired Planet v. Huawei 判決その他の FRAND 料率の算定方法に関する裁判例が時代の変化に応じて国際的に展開する一方、日本においては、アップルサムスン事件大合議判決以降約 10 年間にわたり、国際的な上記展開を踏まえた裁判例がなく、本件に現れた諸事情を踏まえても、FRAND 料率の算定方法が必ずしも日本の実務に定着していないことに帰するものといえる。」と判示し、提示されたライセンス料率に乖離があったことをもって、特段の事情を認めることはできないとしている。また、Xは、和解協議においても Y がグローバルライセンスによる解決を拒否し続けたことから、ライセンスを受ける意思があるとは認められない旨を主張していたものの、結論には影響を与えていない。

3. 東京地判令和 7 年 6 月 23 日〔パンテック Google (Pixel 7) 事件〕

[東京地判令和 7 年 6 月 23 日 \(令和 5 年 \(ワ\) 第 70501 号\)](#) は、LTE 規格の SEP 特許権について、被告製品の譲渡等が特許権侵害であるとして、必須宣言特許権者 X (原告) が、被疑侵害者 Y (被告) に対して譲渡等の差止を請求した事案である。必須宣言特許権の行使としての当該差止請求が権利濫用にあたるか、すなわち、Y のライセンスを受ける意思の有無が争点となった。東京地裁は、訴訟提起に先立つ交渉経緯及び訴訟手続中の和解交渉の経緯を踏まえて、被告にはライセンスを受ける意思が認められず、権利濫用に該当しないとして、差止請求を認容した。

まず、訴訟に先立つ X 及び Y のグループ会社間のライセンス料に係る交渉については、ライセンス料率に

差があることから合意に至ることができていない状態であったと認定されている。東京地裁は、傍論ながら「少なくとも当事者間での交渉経緯のみによっては、被告が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情があるものと認めることはできない」と判示している。

他方、東京地裁は、訴訟手続中の和解協議の経過について、以下のとおり認定した上で Y は「裁判所の和解勧告に同意したにもかかわらず、侵害品の販売額及び販売台数の開示を拒み、大合議方式による和解案を提示することなく、自らライセンス交渉の余地をなくした」ことから、Y には、ライセンスを受ける意思があるものと認めることはできないとして、X による**差止請求権の行使は権利濫用にはあらず、認容される**との結論を示した⁷。

- ・ 令和 6 年 7 月 23 日、裁判所は侵害の心証を開示した上で和解を勧告し、グローバル SEP ポートフォリオを前提とした和解協議の意向を当事者双方に確認した。これに対し、X 及び Y はいずれも、当該前提で和解手続を行う意向を示した。
- ・ Y は、裁判所の指示を受けて和解案を提示し、端末 1 台あたりのロイヤリティ額に Pixel Phone の想定販売台数を乗じた一括払いを提案したが、その金額は G 社再提案と実質的に同一であった。
- ・ 令和 6 年 9 月 30 日、裁判所は、Y に対し、大合議判決の算定方式及び比較アプローチを踏まえた内容で、改めて和解案を提案するよう求めた。
- ・ Y は、製品モデルの多様性により大合議方式の適用は算定を過度に複雑にするとし、また、既存の和解案は同方式による場合と同等又は X に有利であるとして、裁判所の求める方法による新たな和解案の提出を拒み、販売額や販売数量も開示しなかった。
- ・ 令和 6 年 12 月 6 日、Y が裁判所の勧告に沿った和解案を提出できないと述べたことから、裁判所は和解協議を打ち切った。

4. 大阪地判令和 7 年 7 月 10 日〔パンテック Google (Pixel 7a) 事件〕

[大阪地判令和 7 年 7 月 10 日 \(令和 5 年 \(ワ\) 第 7855 号\)](#) は、パンテック Google (Pixel 7) 事件と同一当事者間において、LTE 規格の SEP 特許権について、被告製品の譲渡等が特許権侵害であるとして、譲渡等の差止が請求された事案である。当該特許権が必須宣言特許に関するものであったことから差止請求が権利濫用にあたるかが争点となった。結論としては、被疑侵害者 Y (被告) にはライセンスを受ける意思がないとは認められないとして、必須宣言特許権者 X (原告) の差止請求は権利濫用であるとして棄却された。

Y は、ライセンスを受ける意思について、誠実交渉指針に従って検討するべきとして、誠実交渉指針の示す 4 つのステップ (①ライセンスオファー、②FRAND 条件での契約締結の意思表示、③具体的なライセンス条件の提示、④対案の提示) に沿って交渉が行われていたため、ライセンスを受ける意思がないとは認められないと主張した。

X は、①無用な NDA の締結交渉を介在させ、②クレームチャートの検討を遅延させて検討結果をフィードバックせず、③ライセンス条件の対案の提示を遅延させるなどして、Y のグループ会社 G がライセンス交渉を遅延させた等の裁判外の事情に基づく主張の他「裁判上のホールドアウト」として、関連事件の係属裁判

⁷ なお、同一当事者の他モデルの携帯電話にかかる訴訟も継続していたものの、当事件の判決後和解が成立した旨が報じられている (日本経済新聞「[韓国企業、スマホ特許紛争で Google と和解 東京地裁が合意後押し](#)」(2025 年 12 月 18 日))。

所からの和解勧告⁸を受けて以降の和解協議に関する事項を踏まえ、両当事者が権利濫用の判断と合意した基準時以降の和解協議に関する事実関係も Y にライセンスを受ける意思がないことの認定に用いられるべき旨を主張していた。

裁判所は、X と G が、Y によるライセンス交渉の申出及び G によるライセンスを受ける意思の表明を契機として、前提となる NDA の交渉を経て具体的なライセンス交渉が開始されるまでに一定の期間を要したものの、その間、必ずしも不必要とはいえない NDA の条件交渉を進めるとともに、具体的なライセンス条件の提案を受けた後は、開示された情報に基づき適時検討を進めていたといえるとした。そして、X 及び G において、関連特許を含むライセンス交渉の過程において、ライセンスの検討に必要な資料が直ちに的確に開示されないことは、一定程度やむを得ないというべきであり、本件の状況に照らせば、双方が、それぞれ自らの算定方式の合理性の根拠となる資料の開示に可能な限り努め、その前提の下で、可能な譲歩案を修正して提示していたものといえるとして、X の主張を採用せず、Y がライセンスを受ける意思を有しないと認められないと判断し、差止請求を棄却した。裁判上のホールドアウトについては明示的に判断していない。

III 審理要領の解説

1. SEP 訴訟審理要領

(1) 原告の準備 (SEP 訴訟審理要領 1)

SEP 訴訟審理要領では、SEP 訴訟における裁判所の役割が以下のとおり述べられている。

標準規格の国際的普及により SEP の実施が必然的に国境を越えることに鑑みると、SEP 訴訟の解決において裁判所が果たすべき重要な役割の一つとしては、当該 SEP を含む SEP 保有者のグローバル SEP ポートフォリオ全体について、FRAND 条件によるライセンス料（以下「グローバル FRAND 実施料」という。）の合意形成を図り、もって SEP に関するグローバル紛争を世界的に解決する仕組みを提供することにあります。

このような観点から、裁判所は、SEP 訴訟においては、グローバル FRAND 実施料に関する合意形成を可及的速やかに促進するため、原則として第 1 回期日において和解を勧告した上で、和解交渉のための期日を計画的かつ集中的に指定するなどして、当事者間の合意形成を後押しすることになります。

裁判所としては、日本における SEP 訴訟の紛争解決のみならず、国際的な動向を踏まえた世界的なものとなる紛争解決を企図しているものと思われる。

(2) 訴訟及び和解手続 (SEP 訴訟審理要領 2 及び 3)

SEP 訴訟審理要領に整理された訴訟及び和解手続の進行は、下図のとおりであるが、その判断枠組みは、アップルサムスン事件大合議判決を踏襲するものと思われる。

⁸ 同一当事者によるバンテック Google (Pixel 7) 事件の内容を指すと思われる。公開されている判決文では、該当する部分の詳細は省略されている。

以上の SEP 訴訟審理要領の記述は、パンテック Google (Pixel 7) 事件では、被告が、アップルサムスン大合議判決に従った対案を提出せず、また、被告製品の販売額及び販売台数を一切開示しなかった事実を重視して、被告がライセンスを受ける意思がないと評価したことを意識した記述であると推測される。

もっとも、同判決においては、当事者双方が和解協議を日本の裁判所で行うことに同意したこと、当事者双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったこと、裁判所が大合議方式を基準として和解協議を調整することとしたこと、被告に対し、ライセンスを受ける意思がある場合には、大合議方式を踏まえて和解案を提示するよう求めたことが認定された上で、「裁判所の和解勧告に同意したにもかかわらず」被告製品等の販売台数等を開示しなかった被告について、ライセンスを受ける意思がないと判断されているのであって、被告が和解協議に同意していない場合など、同事件と異なる経過をたどった場合にも「被告がグローバル FRAND 実施料の算定に必要な証拠を任意に提出しない場合には、裁判所において FRAND 条件によるライセンスを受ける意思がないもの」と判断されるかは、具体的な事案によると思われる。

2. SEP 調停審理要領

東京地裁知財部が運用を開始した SEP 調停 (SEPJM) の概要は、標準規格の国際的普及により SEP の実施が国境を越える現状に鑑み、SEP 保有者のグローバルな特許ポートフォリオ全体について、FRAND 条件によるライセンス料 (グローバル FRAND 実施料) の合意形成を図ることを主目的としている。SEP 調停には以下の特色があるとされている。

国際性:	算定方式はグローバルスタンダードを参照し、算定根拠が示される限り、トップダウンアプローチや比較アプローチ、あるいはそれらの組み合わせを柔軟に用いることができる。
迅速性	調停申立て前の交渉で争点が特定されていることを前提とし、原則として 3 回以内の調停期日での成立を目指す。
専門性	知財部の裁判官 1 名と、知財事件の経験が豊富な弁護士や弁理士などの専門家 2 名の合計 3 名で調停委員会を構成する。必要に応じて、SEP の専門的知見を持つ裁判所調査官も関与できる。

また、原則として、以下のとおり 3 回程度の期日で調停の成否が判断されることが想定されている。なお、特許の充足論や無効論に争いがある場合は、簡潔な書面のやり取り (1 往復程度) や、必要に応じた簡易な技術説明会が行われることもあるとのことである。

第 1 回期日	申立人は算定根拠を明示したグローバル FRAND 実施料を提案し、相手方はこれに対する具体的な反論と対案を提出する。この際、相手方は自社製品の販売数や販売額に関する証拠も併せて提出しなければならない。
第 2 回期日	調停委員会が当事者双方の算定根拠を踏まえて調停案を提示するか、あるいは当事者双方に最終案の提出を指示する。
第 3 回期日	当事者双方の受諾意思を確認し、調停の成否を判断する。

調停が不成立となった場合には、調停調書に、申立人又は相手方が調停に応じる意思がないために不成立となった旨を記載し、調停案を提出した場合には、調停案及び調停委員会の意見書を添付することとし、当事者双方は、その後の訴訟又は仮処分手続において、権利濫用の抗弁の争点に関し、当該調停調書を提出することができることとされている。

なお、SEP 調停は知財調停の一種であるため、東京地裁知財部「[知財調停手続の運用について](#)」が適用され「調停が不成立又は取下げとなった後に、調停の目的となった請求について訴えが提起された場合には、その訴えに係る審理は調停委員会を構成した裁判官が所属する部以外の部の裁判官が担当することになる」（同 8）と思われる。

IV コメント

1. SEP 訴訟審理要領及び SEP 調停審理要領の評価

SEP 訴訟審理要領は、SEP 訴訟において「権利濫用の抗弁の成否（FRAND 条件によるライセンスを受ける意思の有無）が主要な争点となることを想定」した上で訴訟の審理を進めるとともに、当事者間の合意により「SEP に関するグローバル紛争を世界的に解決する」ことを意図している点に特徴があり、和解による SEP 紛争の解決を志向する色彩が強い。この点は、SEP 訴訟審理要領の公開から間もなく、SEP 調停審理要領が公開されたことから裏付けられる。

手続的には、第 1 回期日から和解を勧告し、かつ、グローバル FRAND 実施料を除くその他の条件について合意書を作成する点は、意欲的な試みであるといえる。また、第 1 回期日に先立ち、原被告双方においてグローバル FRAND 実施料、すなわち「当該 SEP を含む SEP 保有者のグローバル SEP ポートフォリオ全体についての FRAND 条件によるライセンス料」の相当額を主張させる点も特徴的である。

SEP 調停審理要領においても、申立人に対しては申立書において算定根拠を具体的に明示することが求められ、相手方に対しては答弁書において具体的な認否・反論とともに算定根拠を明らかにした対案の提出や、相手方製品の販売数等の証拠の提出が求められている。この点で、侵害訴訟における SEP 訴訟審理要領の記載と対応関係にあり、いずれも早期の和解成立を目指す構造となっている。

2. 実務上想定される課題

(1) SEP 訴訟審理要領の枠組みの運用可能性

SEP 訴訟審理要領は、権利濫用の抗弁が主要な争点となる場合を想定しているが、実際には、規格該当性や充足論、さらには無効論が争われる場合の方がむしろ多いと考えられる。そのため、訴訟と和解を同時並行的に進めるという SEP 訴訟審理要領の枠組みが、どこまで実務上活用可能なものとなるかは、今後の運用を注視する必要がある。

(2) ライセンスを受ける意思の認定に係る事情

差止請求及び損害賠償請求の成否を左右する FRAND 条件によるライセンスを受ける意思の有無の認定にあたっては、パンテック Google (Pixel 7) 事件を踏まえると、訴訟追行中における証拠提出の有無や、和解協議中の議論の内容によって結論が左右される可能性がある。もっとも、訴訟追行中の証拠提出については、例えば、被告が原告提示の算定方法に同意せず、当事者間に算定方法を巡る争いが存在する場合に、被

告が証拠等を提示しないという事実がどのように評価されるかについては、具体的な事案の集積を待つほかない。そのため、被疑侵害者側としては、係る事情が裁判所に不利益に評価される可能性を考慮した上で、対応を検討せざるを得ないであろう。

また、必須宣言特許権者側としては、パンテック Google (Pixel 7) 事件を踏まえ、その主張するライセンス料率には標準規格の貢献度が既に考慮済みであるとして、実質的にはアップルサムスン大合議判決の枠組みよりも高額化された損害賠償の請求を行うことが考えられる。その場合、まず訴訟を提起し、被告による一定の情報開示がなされた場合にはそれを基礎として更なるパッケージ提案を行い、被告による情報開示等が不十分な場合には、その訴訟追行態度を踏まえて、FRAND条件によるライセンスを受ける意思が否定されると主張するという戦略を採ることも十分にあり得るところである。

(3) 外国当事者への影響

SEP 訴訟中の和解交渉においては、SEP 調停とは異なり、同一の裁判体がこれを主宰すると考えられるところ、外国当事者にとって、そのような審理構造が受容可能であるかは別途検討を要する。例えば、国際的な紛争解決手段として利用される国際仲裁においては、仲裁手続開始後に調停を挟む方式 (Arb-Med-Arb) が注目を集めているが、仲裁判断への影響に対する懸念を排除する観点から、調停手続を担う者が仲裁人を兼務することの可否については議論がある。特に英米法圏においては、和解交渉中のコミュニケーションを訴訟における証拠として提出することを禁止する Without prejudice の原則が広く認められている。和解交渉中における当事者の態度が、FRAND条件によるライセンスを受ける意思の認定に用いられる可能性については、これが外国当事者（特に被疑侵害者）にどのように受け止められるかは、未知数であろう¹¹。

3. 展望

以上のとおり、SEP 訴訟審理要領及びSEP 調停審理要領は、日本の裁判所をグローバルなSEP 紛争解決のハブとして位置付け、国内訴訟を基点に国際的な紛争全体の和解による解決を促進しようとする、意欲的な制度的試みと評価できる。とりわけ、必須宣言特許権者にとって、日本において訴訟を提起することに一定の戦略的意義を認め得る環境を整備した点に、その特徴が見いだされる。他方で、技術的・権利的争点の解明が先行すべき事案への適合性や、和解交渉における当事者の対応が、FRAND条件によるライセンス受諾意思の判断にいかなる影響を及ぼすのかといった点については、今後の具体的運用及び裁判例の蓄積を踏まえつつ、慎重に検討していく必要がある。

¹¹ 日本においては、2024年4月1日に「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（通称「シンガポール条約」）が発効しており、国際調停による和解合意（国際和解合意）については、締約国において執行可能となっている。国際仲裁におけるニューヨーク条約の締約国が170か国を超えるのに対して、本稿執筆時のシンガポール条約の締約国は14か国に留まるが、シンガポール条約が世界的に普及する場合、グローバルな紛争を日本の裁判所における調停により解決することが適切なのかは、特に外国の当事者にとっては、別途検討が必要であるとは考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com